明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一〇）　二
〔告　示〕
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務一）　三
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（デジタル庁五）　四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（デジタル庁・総務七）　四
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（同八）　四
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三四）　四
○地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約変更を許可した件（同三五）　四
○戸籍又は除かれた戸籍の副本の電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準を定める件を廃止する件（法務三八）　四
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同三九、四〇）　四
○外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同四一）　四
○日本国に帰化を許可する件（同四二）　四
○保安林の指定をする件（農林水産三二三～三三七）　四
○肥料を登録した件（同三三八）　四
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項の規定に基づき、特定社会基盤事業者を指定する件（経済産業一五）　四
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁九、一〇）　四
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛二六）　九
○道路に関する件（関東地方整備局三九）　一〇
○道路に関する件（四国地方整備局七）　一〇
○道路に関する件（北海道開発局一二）　一〇
〔国会事項〕　一〇
〔人事異動〕
内閣　人事院　法務省　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一〇
法　務
公証人任免（法務省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、公示送達関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
特殊法人等
企業年金基金変更関係　一三
会社その他